

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

函館市長 様

障害福祉サービス等事業所用

(事業所等情報)

障害福祉サービス等事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	シヤイクソクガクン コクダイチジョウ									
	名称	社会福祉法人 函館一条									
主たる事務所 (法人)の所在地	〒	042-0916 函館市旭岡町19番地の29									
	電話番号	0138	-	50	-	3777	FAX番号	0138	-	50	-
事業所等の名称 (※)	フリガナ					提供する サービス					
	名称	別紙一覧表による									
事業所の所在地	〒	000-0000									
	電話番号	-	-	-	-	FAX番号	-	-	-	-	
担当者の連絡先	担当者名	奥山	Eメールアドレス	ichijou@seagreen.ocn.ne.jp		電話番号	0138-50-3777				
	複数の事業所ごと一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 特定加算(Ⅰ)(3)事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(Ⅱ)(1)事業所										

(1) 賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者の数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（○Ⅰ ○Ⅱ 区分なし）
②	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算（○Ⅰ Ⅱ Ⅲ）
③	福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有（○福祉専門職員配置等加算・特定事業所加算 取得無
④	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和元年10月～令和2年3月
⑤	令和元年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	3,333,240円
⑥	賃金改善の見込額(i-ii)	4,203,842円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)(iii+vi+ix)	97,038,947円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額(iv+vii+x)	92,835,105円
⑦	経験・技能のある障害福祉人材(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	183,768円・14.0人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	31,165,385円
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	29,199,066円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	10.7人
	【そのうち、月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)	5人
⑧	他の障害福祉人材(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	67,529円・43.0人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	60,425,798円
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	58,271,638円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	31.9人
⑨	その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi)	32,063円・3.0人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	5,447,764円
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	5,364,401円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	2.6人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)	1,964,000円
⑩	賃金改善実施期間	令和元年10月～令和2年3月
	※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。)	①経験等ある障害福祉人材である資格所持者、サービス管理責任者、特定の研修受講者について、常勤者月額24,000円、非常勤者月額8,000円、居宅介護職員3月に一時金として24,000円を支給。 ②他の障害福祉人材については、常勤者月額12,000円、非常勤者月額4,000円または月額500円、居宅介護職員3月に一時金として12,000円を支給。 ③その他の職員については、常勤者月額4,000円、非常勤者月額1,500円を支給。 賃金改善見込額については、法定福利費553,772円を含める。

※⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類 1：函館市内の当該計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表
- ・添付書類 2：北海道内の指定権者の一覧表（都道府県ごと）
- ・添付書類 3：計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について (※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**にチェックをつけること。複数の取り組みを行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取り組みを行うこと。**

資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る） ・その他（)
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・その他（)
その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減 ・その他（)

(3) 見える化要件について (※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定 ・独自のホームページへの掲載 / ○予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・その他（)

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 元年 8 月 30 日 (法人名) **社会福祉法人 函館一条**

(代表者職氏名) **理事長 尾形 永造 印**

別紙様式 2 (添付書類 1)

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (指定権者内事業所一覧表)

法人名		社会福祉法人 函館一条		
函館市				
障害福祉サービス等 事業所番号	事業所の名称	サービス名	福祉・介護職員特定処 遇改善加算額(見込額)	賃金改善額 (見込額)
01111400040	サポートふおゆう	居宅介護	180,000 円	75,793 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 27,649 円 (1.0 人)	② 48,144 円 (0.8 人)	③ 0 円 (0 人)
01111400735	多機能型事業所ワークセンター一条	自立訓練(生活訓練)	240,000 円	82,948 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 0 円 (0 人)	② 82,948 円 (1.0 人)	③ 0 円 (0 人)
01111400735	多機能型事業所ワークセンター一条	生活介護	756,000 円	1,521,488 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 666,072 円 (2.9 人)	② 799,703 円 (9.5 人)	③ 55,714 円 (1.6 人)
01111400735	多機能型事業所ワークセンター一条	就労継続支援B型	780,000 円	582,502 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 333,036 円 (2.0 人)	② 249,466 円 (3.0 人)	③ 0 円 (0 人)
01111400743	多機能型事業所ワークス一条	自立訓練(生活訓練)	156,000 円	298,232 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 215,285 円 (1.0 人)	② 82,948 円 (1.0 人)	③ 0 円 (0 人)
01111400743	多機能型事業所ワークス一条	就労移行支援	132,000 円	138,661 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 55,714 円 (0.7 人)	② 82,948 円 (1.0 人)	③ 0 円 (0 人)
01111400743	多機能型事業所ワークス一条	就労継続支援B型	600,000 円	945,678 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 501,422 円 (2.6 人)	② 416,606 円 (5.0 人)	③ 27,649 円 (1.0 人)
01211401848	グループホーム一条	共同生活援助	486,000 円	558,540 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 167,141 円 (0.5 人)	② 391,398 円 (10.6 人)	③ 円 (人)
01111401857	グループホーム一条	短期入所(空床型)	3,240 円	同上(空床型のため) 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	0 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	0 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	0 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	0 円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
合計	—	—	A 3,333,240 円	B 4,203,842 円

※ 報告書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)毎に記載すること。

※ A及びBは別紙様式2(添付書類2)の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

別紙様式 2 (添付書類 4)

職員分類の変更特例に係る報告 (令和 元 年度)

次の内容について、該当・非該当のうちあてはまるものに○をつけること。

特例a	②他の障害福祉人材について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、①経験・技能のある障害福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。		○該当・非該当	
	※ 該当の場合、該当する職員について、職種及び特性並びに当該特性に該当する予定人数を記載すること。	該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	予定人数
		生活支援員	当該職員は、生活支援員としてワークス一条にて15年勤務する職員である。資格はヘルパー2級を所持、他、精神障害者ホームヘルパー養成特別研修や養育支援訪問事業ヘルパー研修等、多くの研修を修了したことから、「経験・技能のある障害福祉人材」として分類する。	1 人
		生活支援員	当該職員は、生活支援員兼、法人本部職員としてワークセンター一条に勤務。以前務めていた事業所から通算すると、約10年勤務する職員である。主な業務としては法人の請求業務・指定に係る申請書の作成、また、生活支援員として大型バスの運行や利用者支援の補助も行っている。以上、業務の能力を評価し「経験・技能のある障害福祉人材」として分類する。	1 人
				人
				人
				人
				人
			人	
特例b	④その他の職種に分類される職員について、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、②他の障害福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。		該当・○非該当	
	該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	予定人数	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
		人		

- ※ 人数は実人数で記載してください。
- ※ 該当職員の特性は具体的に記載してください。
- ※ 特例a及び特例bともに非該当の場合は、当該様式を提出する必要はありません。